

古文書から見た東浦

ガイド養成講座3回目は見出しの内容について、鈴木勝美先生のお話です。古文書は歴史の一部ではありますが、その当時のことを知るうえで貴重な記録です。今回は先生も視覚に訴える手法で、パワーポイントを使いました。初めに焼け落ちて黒焦げになり、柱だけになった堅雄堂を映してかつての勇姿をしのぶことから始まりました。

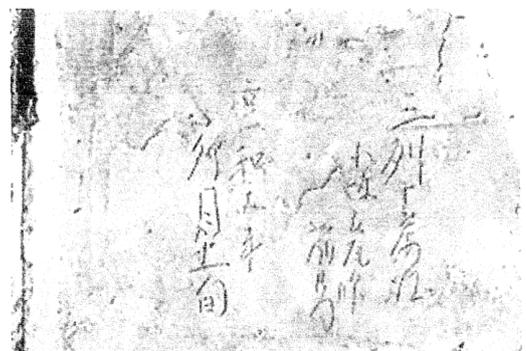
1 焼け落ちた堅雄堂から分かったこと

東浦町指定文化財の堅雄堂が焼失して一つの事実が判明しました。屋根の頂部を露盤といいます。その露盤瓦の裏側に墨書きが残されていました。

それは「三州碧海郡 小垣江の瓦師嘉左エ門 享和元年」と読み取れます。1801年のことで、大工は名同弥三郎という。この名前について先生は、石浜の増幅寺の屋根修復の際棟札にあたる署名が見つかっており、その名前が名同弥三郎とのこと。つまり、立派な宮大工が建てたものと判明したことになります。

※露盤とは.....方形屋根、つまり方形・六柱・八注屋根では、隅棟が集まる屋根の頂部は、雨仕舞のために何かを置く必要があります。このために考えられたのが「露盤」で、石製・銅製・瓦製などがあります。

堅雄堂の焼失による残存墨書と瓦銘

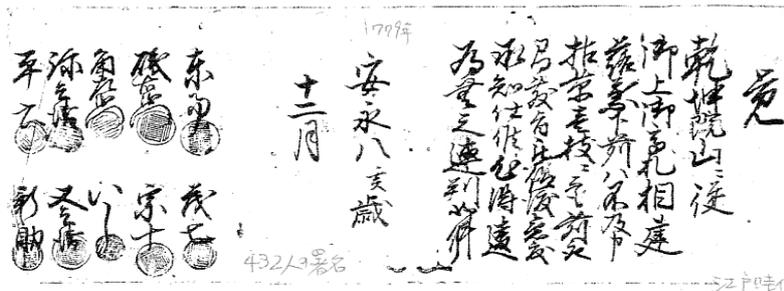


2 練判帳(乾坤院文書)

下の文書は「制札による取り締まりと村人の誓約書」と言えるもので、内容は乾坤院の山から木やもろもろの物を取らないことを確認した誓約書と言える。これにサインした村人は実に432人にも及び、印が押してある。しかし、よく見てみると村人の名前のはみはみな同じ筆跡であり、乾坤院が書面を書き

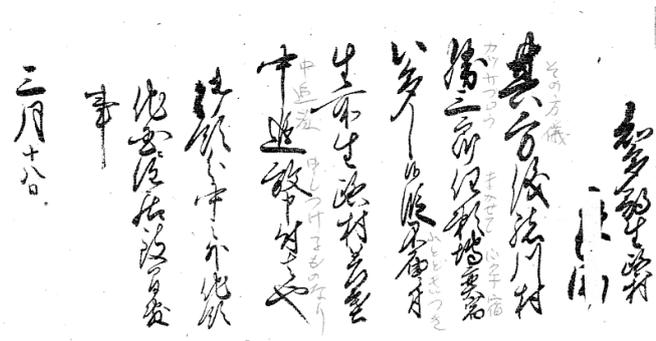
上げて村人は印だけ押したものとみられる。この書類では緒川村の村人が署名しているが、隣り合う石浜村の村人についても同様なことをしていたと考えられる。安永8年は1779年のことである。当時は現在のように署名押印という形がとられていたのだ。但し、朱印ではなく黒印である。

2、連判帳 (乾坤院文書) ○制札による取締りと村人の誓約



3 賭博につき申渡(生路区文書)

博奕につき申渡 (生路区文書)



生路村の良助なる者は、「緒川村勝三郎の頼みで、ばくち宿をいたし不届きにつき、生路村を追放する」というもの。

この当時尾張藩は、たびたびお触れを出して博打を禁じていた。村の掟書きなどにも必ず博打禁止が掲げられており、それほど博打が村の生活に悪影響を及ぼしていたのだ。中には「だれそれは博打打を引き寄せ、村の者を誘い出しているのに役人は知らぬのか」という投書まであった。

今回の文書の内容は「中追放」の刑を受けたもので、名古屋城下五里四方と生所(生路)の村へ立ち入ってはならないというものである。これらの刑の申し渡し書には刑期が記されていないが、藩では追善供養などを名目に、たびたび恩赦を実施している。

4 藩主へ献上した名産物

* 「御留守日記」文政4年8月12日

ここには石浜村神谷藤九郎が、銘酒2本を献上した。

* 「御留守日記」文政8年11月21日

ここには生路村の原田喜左衛門が、白砂糖を曲げ物に入れて献上したと記されている。

※御留守日記というのは.....お殿様は1年ごとに参勤交代で江戸に赴くため、国元にはいない。その時の様子を記した日記ということ。

5 残された日記から分かること

残されている古文書からは、当時のありふれた日常はなかなか伝わらない。つまり、何か変わったことが記録として残されたものと言える。その点下記の日記帳は、日常の暮らしぶりを明確に伝えているもので、とても貴重である。

* 「大正6年度より記憶帳」成田辰五郎

10月...中川先生逝去につき、一般寄付金を募集した。当字の分は金拾円也 成田賢一郎、金参円也成田辰五郎、金壹円也 石原憲光、金壹円也 山田寅吉 全拾壹名

11月...田之助を本日より壹か年間金五円にて、戸田岸松、戸田徳次郎、杉野真彦三郎、小生及び名古屋の五人にて受けたり。この日小生など三人終日釣りをしたが一匹も釣れなかった。

12月...18日緒川駅停車場前において、東京・大阪合併大相撲ありたり、東京方は大関朝潮・大阪方は宮城山にて、木戸拾五銭(安札)中木戸二十銭なりき。小生もこの日朝七時半ころにいたりし、すでに満入りなりし、見物人は貳千人内外ありたり。